

高浜町農業委員会農業委員の推薦及び募集並びに選考に関する要領

令和8年3月23日

告示第 30 号

(目的)

第1条 この要領は、農業委員会等に関する法律((昭和26年法律第88号)以下「法」という。)第9条の規定に基づき行う、高浜町農業委員(以下「委員」という。)の推薦及び募集並びに選考について、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦及び募集する委員の数)

第2条 推薦を求める委員の数及び募集する委員の数は、11名とする。

(資格)

第3条 農業委員会の委員になろうとする者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は委員となる事ができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- (3) 未成年
- (4) 法律上、農業委員と兼務を禁止されている職にある者

(募集期間)

第4条 募集期間は、令和8年3月23日から令和8年4月16日までとする。ただし、応募期限を過ぎても募集人数に満たない場合は、応募期間を延長する。

(募集等の方法)

第5条 委員に推薦する者及び委員に応募しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 委員を推薦する者
高浜町農業委員会委員 推薦書(様式1号)
- (2) 委員に応募する者
高浜町農業委員会委員 応募申込書(様式2号)

(公表の方法)

第6条 法第9条第2項及び農業委員会等に関する法律施行規則(以下「省令」という。)第7条第3項の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項の公表は、次の方法によるものとする。

- (1) 高浜町掲示場所への掲示
- (2) 高浜町ホームページへの掲載
- (3) その他、町長が必要と認めるもの

(選考会)

第7条 委員を選考するため、高浜町農業委員会選考会（以下「選考会」という。）を置く。

- 2 選考会は、別表第1に記載する者をもって組織する。
- 3 選考会に会長を置く。
- 4 会長は、副町長をもって充てる。
- 5 選考会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 6 選考会の事務は、産業振興課において処理する。

(選考基準等)

第8条 委員は、選考基準（別表第2）により選考する。

- 2 第1項の規定による選考に当たっては、下記の事項を配慮する。
 - (1) 委員の4分の1を超える数を認定農業者等となること。
 - (2) 地域や委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないようにする。
- 3 前各項によるもののほか、選考に当たっては、農業委員会の所管に属する事項に関し利害関係を有しない者を含まなければならない。

(選考結果の通知)

第9条 選考の結果については、議会の同意を得た後速やかに、応募者全員に通知する。

(推薦書等の取扱)

第10条 受付した推薦書等は、本委員会の推薦及び募集以外の目的に使用しないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員の推薦及び募集並びに選考に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

- 1 この告示は、令和8年3月23日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年8月31日限り、その効力を失う。

別表第1

高浜町農業委員選考会（第5条関係）

委員	副町長（会長）、総務課長、総合政策課長、産業振興課長
----	----------------------------

別表第2

基準

次の区分毎に採点し、得た合計点数の上位10名及び利害関係を有しない者に該当する者の上位1名を選考する。ただし、第3区分（評価要件）合計点数が最高得点の6割を超えない場合、農業委員として不適と評価することができる。

第1区分（農業者の区分）※該当する区分に応じた点数を付与する。

項目（認定農業者等）	点 数
（1）法第8号第5項第1号又は第2号に規定する者（認定農業者（個人・法人の役員等））	10点
（2）施行規則第2号第1項居イからヌまでに規定する者（認定農業者の家族・新規就農者・集落営農の役員等）	5点

第2区分（配慮等要件）※該当者に点数を付与する。

項目（年齢・性別）	点 数
45歳未満の者又は女性（法第8条第7項関係）	10点

第3区分（評価要件）※該当する区分に応じた点数を付与する。

項目	点 数
（1）農業委員の業務について理解しているか （2）町内・地域での農業を熟知しているか （3）地域農業を育てようとする意欲があるか （4）地域から信任を得られているか （5）委員としての適格性はあるか	1～10点

（評価基準）	非常に優れている	9	～	10点
	優れている	7	～	8点
	普通	5	～	6点
	やや劣る	3	～	4点
	劣る	1	～	2点